

近江八幡市立図書館サービス

10 力年基本計画

～ぬくもりあふれる図書館を目指して～

平成 25（2013）年度～平成 34（2022）年度

平成 25（2013）年 3 月

近江八幡市教育委員会

はじめに

近年、図書館に対する市民のニーズがより複雑化・多様化し、公共図書館のあり方にも変化があらわれてきました。

その背景には、急速な技術革新はもとより、地方分権や高度情報化、国際化の進展等社会情勢がめまぐるしい変動を遂げていること、また個人に至ってはそれぞれの価値観やライフスタイルが大きく変化したことなどがあげられます。

このような現状の中、地方公共団体の財政難により効率的・効果的な経営が問われ、地域の実情を踏まえた図書館サービスの一層の向上が求められています。

近江八幡市立図書館は、平成 22（2010）年 3 月、近江八幡市と蒲生郡安土町が合併したことにより 2 つの図書館で構成しています。

市まちづくり基本方針（『近江八幡市・安土町新市基本計画』）は、「自然の恵み、歴史と文化に根付く『生業』が広がり、起業する活力とすべての人々が支え合える、ぬくもりあふれたまち」であり、基本目標に「創造性が豊かで行動力があり、未来に通じる人を育みます」と「生涯学習の推進」が取り上げられています。

また「一人ひとりがその資質と能力を十分に発揮し、心身ともにより健康で生きがいのある生活を営むことができるよう図書館、公民館などを通じ生涯学習の活動や機会の充実を進めます」と図書館の位置づけがあることから、1 市 2 館で始まった図書館のサービス向上に努めています。

平成 22（2010）年 10 月、公開事業診断により運営の見直しの見解が出されましたが、その後、市としての方向性が協議され、図書館協議会に諮った結果、「図書館は公共性が高く、市の直営であるべき」との運営方針が出されました。

また、平成 24（2012）年 3 月に、図書館協議会で構成される近江八幡市立図書館のあり方検討委員会が『「近江八幡市立図書館」のあり方（提言）』を教育長に提言されました。この提言では市民のための図書館のあり方や合併後 2 館の運営についてなど、図書館が目指す将来像が示されています。

このことを真摯に受け止め、公共図書館として、合併後の 2 館のあり方を明確にした『近江八幡市立図書館サービス 10 力年基本計画』を示し、市民一人ひとりがこころ豊かに暮らしを営み、子どもたちが元気に育ち、市内の企業や産業がいきいきと活動できるよう、図書館サービスに努めてまいりたいと考えています。

近江八幡市立図書館サービス10カ年基本計画

目 次

第1章	図書館サービス10カ年基本計画とは	3
1.	計画の主旨	3
2.	計画の位置づけ	3
3.	計画の期間	3
第2章	図書館が目指すもの	4
1.	図書館の基本理念	4
2.	近江八幡市立図書館のあり方	4
第3章	近江八幡市の概要	5
第4章	図書館のあゆみと現状	7
第5章	図書館のサービス計画	15
1.	基本方針	15
2.	すべての市民へのサービス	16
3.	豊かな情報を手渡すサービス	19
4.	全域サービス	21
5.	地域資料サービス	22
6.	市内の関係機関との連携	23
7.	サービス指標と評価	24
第6章	図書館の運営計画	26
1.	基本方針	26
2.	組織運営	26
3.	予算計画	27
4.	市民参加	27
第7章	まとめ	28

第 1 章 近江八幡市立図書館サービス 10 力年基本計画とは

1. 計画の主旨

平成 24（2012）年 3 月に、『近江八幡市教育振興基本計画』が策定されました。近江八幡市立図書館はこの基本計画に基づき、また『「近江八幡市立図書館」のあり方（提言）』の提言を十分尊重した上で、新しい動向を見極め、時代の変化に対応した市立図書館のこれからの『近江八幡市立図書館サービス 10 力年基本計画』を策定し、更なる飛躍を目指します。

2. 計画の位置づけ

『近江八幡市立図書館サービス 10 力年基本計画』は「教育基本法」や「社会教育法」並びに「図書館法」を基本に、『近江八幡市教育振興基本計画』や『「近江八幡市立図書館」のあり方（提言）』を反映させた図書館の方向性と 10 年後の将来を見すえた基本計画です。なお、旧市町の合併後、新市として初めての計画となります。

3. 計画の期間

計画期間は平成 25（2013）年度～平成 34（2022）年度の 10 力年の基本計画とします。なお、計画策定後の社会情勢や図書館を取り巻く環境の変化などにより、適宜計画の見直しを行っていくものとします。また平成 30（2018）年には 5 年経過後評価を行います。

第2章 近江八幡市立図書館が目指すもの

近江八幡市立図書館は、「図書館法」ならびに「図書館の自由に関する宣言」等に基づき、図書館運営を行います。

1. 近江八幡市立図書館の基本理念

- ①市民にかけがえのない図書館としてすべての人に知る権利を保障します。
- ②本と人・人と人との出会いの場をつくります。
- ③地域の文化を大切にする図書館として市民とともに歩みます。

2. 近江八幡市立図書館のあり方

- ① 市民の求める資料・情報に応える
- ② レファレンス（調べもの）サービスの充実
- ③ 児童・青少年サービスの充実
- ④ 地域資料の保存施設としての役割
- ⑤ どこでも、だれでもが利用できるサービスの充実
- ⑥ 市民の“ひろば”としての役割
- ⑦ 司書の専門性を高める
- ⑧ 図書館のサービス計画の策定とサービス評価の実施

図書館の自由に関する宣言とは

図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会総会決議 1979年改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

*「図書館の自由に関する宣言」とは、日本図書館協会が、図書館の社会に対する責任を表明したものの。

第3章 近江八幡市の概要

近江八幡市は、滋賀県のほぼ中央に位置し、北は琵琶湖、東は東近江市、南は竜王町、西は野洲市に接し、琵琶湖で最大の島である沖島(沖ノ島)を有しています。

面積は 177.39 km²で滋賀県の面積推計値(4,017.36 km²)の4.4%を占めています。

◆位置図



◆交通

古くから交通が発達し、江戸と京都を結ぶ幹線である中山道や、江戸時代に朝鮮通信使が通った朝鮮人街道(主要地方道大津能登川長浜線)は今も交通の要所です。

また、市域の南側の国道 8 号線、琵琶湖岸にはさざなみ街道（湖周道路）などがあります。

鉄道は、市域の中央部に J R 東海道本線（琵琶湖線）、近江鉄道が通り、J R 安土駅、J R 近江八幡駅、J R 篠原駅の 3 駅は、東近江地域の玄関口となっています。

◆人口の推移

開館当初		平成 21 年度末 （合併当初）	平成 23 年度末	平成 35 年度 推計
近江八幡 平成 9 年	安 土 平成 6 年			
67,196 人	12,272 人	81,792 人	81,899 人	74,500 人

（『滋賀県統計書』『近江八幡市統計書』『市区町村将来推計人口 国立社会保障人口問題研究所』参照）

*ただし平成 35 年度『市区町村将来推計人口 国立社会保障人口問題研究所』の統計は平成 17 年度がベースのため合併前の数値であり旧市町時の総人口を合算している。

人口は平成 22 年 3 月の合併により 8 万人を超えその後は横ばいの傾向にありますが 10 年後の人口推移は減少が予測されます。

◆自然環境

市域は、北部に長命寺山、八幡山、東部には安土山、織山（きぬがさやま）、箕作山（みつくりやま）、南部には瓶割山（かめわりやま）、雪野山など、標高 200 m～400m の山々に囲まれ、その土地利用は農地（水田＋畑）48%、宅地 13%、山林 8%等になっています。

特に北東部に広がる西の湖は、琵琶湖最大の内湖で、ヨシ群落のある水郷地帯は、琵琶湖八景の一つに数えられ、ラムサール条約の湿地としても登録されています。

◆歴史・文化

古くから農業を中心に栄え弥生時代の農耕集落「大中の湖南遺跡」が残ります。中世以降は陸上と湖上の交通の要衝という地の利を得て、中世城郭を代表する日本最大の山城「観音寺城跡」や天下の名城「安土城跡」など国の史跡が点在しています。

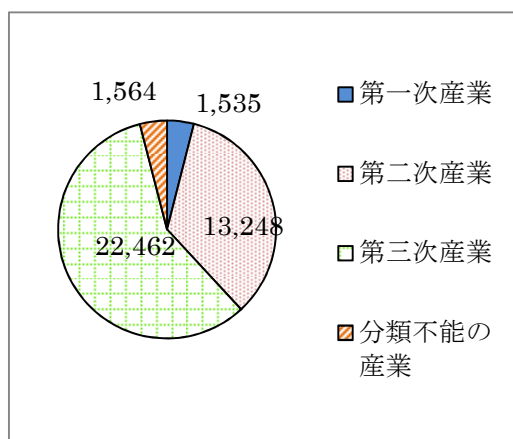
また、織田信長の改革精神により開かれた楽市楽座は、豊臣秀次の自由商業都市の思想に引き継がれ、さらに近江商人の基礎を築き発展しています。

町並みなどの伝統的建造物など、数多くの歴史遺産があり、「沙沙貴まつり」や「左義長まつり」など城下町の薫り高い伝統文化も脈々と今に受け継がれています。

◆産業

事業所数は3,380事業所(平成21年度7月1日経済センサス基礎調査)あり、第三次産業の事業所が全体の約80%を占め、次いで、第二次産業の事業所が約20%です。また、従業者規模別の事業所数は、9人以下の事業所が約8割で小規模な事業者の多いことが特徴です。

産業別就業人口



*上記参考文献は『近江八幡市・安土町新市基本計画』近江八幡市・安土町合併協議会発行

10カ年の基本計画は、上記の市の特徴も考慮し図書館サービスに反映していきます。

第4章 近江八幡市立図書館のあゆみと現状

近江八幡図書館は歴史が古く、図書館としては明治37(1904)年に始まり、蔵書としては100年以上受け継がれ、今も市民の財産として大切に保存管理しています。近江商人屋敷跡でもある旧図書館から現在の図書館に移転して15年、「生活の中に役立つ図書館」を目指し図書館サービスを行ってきました。

また、安土図書館は、旧安土公民館図書室から始まります。「安土文庫」という名称で親しまれ、「町民に開かれた図書館」を目指し18年の歩みを続けてきました。

合併後は、それぞれの地域の特色を活かしつつ、機能性を重視した役割分担を行い、「市民一人ひとりの生活にいきづく図書館」として位置づけサービスを行っています。

それぞれの図書館の歴史と合併後の歩みについては、別表でまとめました。

今後は、従来のサービスを大事にしながら、サービス向上の取り組みをしっかりと指標で表し、評価しながら図書館サービスの発展に努めていきます。

旧近江八幡市・旧安土町 図書館の歩み

	近江八幡図書館	安土図書館
明治 37(1904)年 11月23日	蒲生郡教育会戦時記念文庫として「八幡文庫」が開設	
昭和 10(1935)年 4月1日	「八幡文庫」、八幡町へ移管され、「町立八幡図書館」となる	
昭和 15(1940)年 12月11日	「近江兄弟社図書館」開設	
昭和 22(1947)年 6月	「町立八幡図書館」閉館。図書と事業を「近江兄弟社図書館」に委託	
昭和 50(1975)年 4月1日	「近江兄弟社図書館」閉館 財団法人八幡教育会館の管理運営による「近江八幡図書館」が発足	
昭和 54(1979)年		安土町公民館に図書室設置
昭和 58(1983)年 3月24日	図書館の建物「伴 庄右衛門家」が、市の文化財に指定	
昭和 58(1983)年 4月1日	「近江八幡図書館」、名を「近江八幡市立図書館」と改めて発足	
平成 3(1991)年 12月3日	図書館建設検討委員会から「新館建設に向けての基本構想(報告)」を市長へ提出	
平成 4(1992)年 4月		図書館建設事業の建設書を県教育委員会に提出
平成 4(1992)年 11月		町立図書館「(仮称)安土文庫」建設概要決定
平成 5(1993)年 8月31日	図書館建設検討委員会「近江八幡市立図書館計画(報告書)」を市長に答申	
平成 6(1994)年 10月1日		町立図書館開館
平成 7(1995)年 12月25日	新館建設工事着工	
平成 9(1997)年 3月31日	旧図書館閉館 新図書館竣工	
平成 9(1997)年 10月25日	新図書館開館	
平成 22(2010)年 3月21日	合併により 「近江八幡市立近江八幡図書館」発足	合併により 「近江八幡市立安土図書館」発足

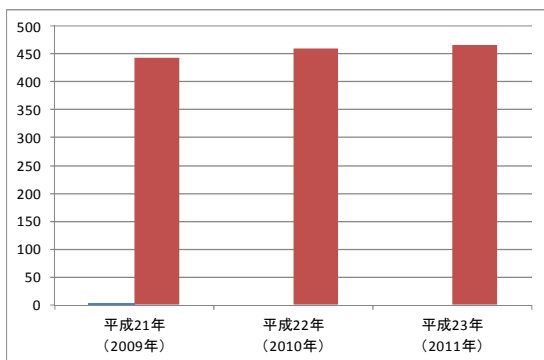
合併後の2館の 図書館の歩み

	近江八幡図書館	安土図書館
平成 22(2010)年 3月	合併により 「近江八幡市立近江八幡図書館」発足	合併により 「近江八幡市立安土図書館」発足
平成 22(2010)年 4月		安土保健センターにおいてブックスタート事業開始
平成 22(2010)年 4月	市内小・中学校へのブックトークを一つの事業として開始	
平成 22(2010)年 7月	合併後初の図書館協議会を実施	
平成 22(2010)年 10月	公開事業診断が実施され、指定管理者導入を含む検討を行う判定が出される	
平成 22(2010)年 11月	「市民読書月間」「雑誌リサイクル」を2館で行う	
平成 22(2010)年 11月	公開事業診断の結果を図書館協議会に報告	
平成 22(2010)年 12月	公開事業診断を受けて市の方向性が決まる 図書館は「図書館のあり方」を図書館協議会と協議し方向性を出すことが決定	
平成 23(2011)年 2月	図書館協議会において、教育長・図書館協議会委員長より図書館は直営が望ましいという明言を受ける 今後の図書館のあり方については、協議会の委員で構成される「近江八幡市立図書館のあり方検討委員会」が協議を行い、提言を行うことが確認	
平成 23(2011)年 3月	地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)により図書費 1,800 万円分を選書・購入	
平成 23(2011)年 4月	安土保健センターで行われていた乳幼児健診が近江八幡保健センターに統合され、ブックスタート事業も両館で一つの事業として開始	
平成 23(2011)年 7月	図書館協議会開催 図書館のあり方検討委員会として今後の図書館のあり方について協議	
平成 23(2011)年 7月	小学 6 年生を対象に一日図書館長を 2 館で実施。継続事業として位置づける	
平成 23(2011)年 10月	地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)により図書館システム 3,700 万円でシステム統合を図る 1 枚のカードで両館の図書館利用が可能となり蔵書 2 館分 37 万冊がインターネットで公開	
平成 23(2011)年 11月	「市民読書月間」「雑誌リサイクル」を実施。近江八幡文学講座を安土図書館でも開催	
平成 24(2012)年 2月	図書館協議会開催 図書館のあり方検討委員会として今後の図書館のあり方について協議	
平成 24(2012)年 3月	図書館サービスについて、利用者アンケートを実施	
平成 24(2012)年 5月	図書館協議会開催 図書館のあり方検討委員会として今後の図書館のあり方について最終協議	
平成 24(2012)年 6月	図書館のあり方検討委員会による「近江八幡市立図書館のあり方」が近江八幡市教育長に提言	
平成 24(2012)年 11月	「市民読書月間」「雑誌リサイクル」を実施	
平成 25(2013)年 3月	「近江八幡市立図書館サービス 10 力年基本計画」策定	

合併後の統計

1. 蔵書冊数

冊数（千）



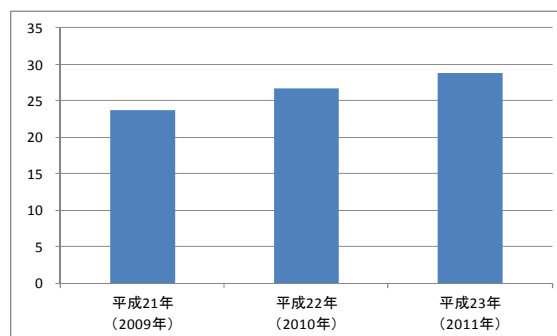
	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
図書 (蔵書冊数)	443,941	460,292	465,613
(受入冊数)	8,992	18,709	8,957
(購入冊数)	6,530	16,516	7,289

*平成22年度の受入冊数の増加は「住民に光をそそぐ交付金」により図書費に充当された分が加算されたもので一時的な増加につながった。

2. 登録状況

人数（千）

登録者数



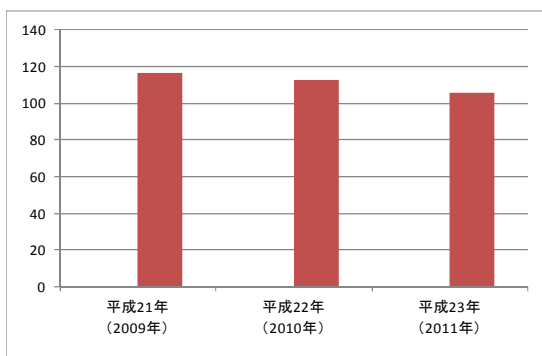
	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
登録者数	23,762	26,683	28,781
登録率	29%	33%	35%
人口	81,792	81,810	81,899

*登録者の更新は、近江八幡館では平成19年度・安土では平成23年度に行っている。平成22年度以降は図書館全体の数値。

3. 利用状況

人数（千）

利用者数



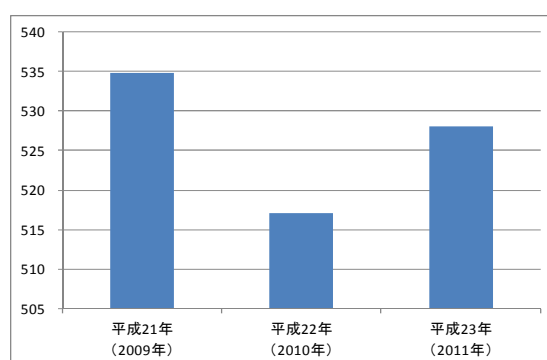
	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
延利用者数	116,273	112,671	105,696

*利用者数の減少は、平成23年10月にシステム統合を行った際、1枚のカードで貸出冊数を30冊までとしたため、家族カードの利用が減少したことが要因

4. 貸出

冊数（千）

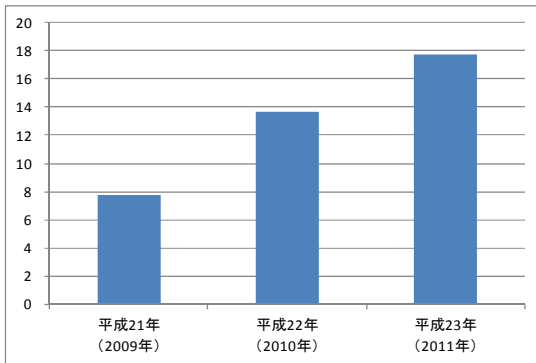
個人貸出冊数



	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
個人貸出	534,821	517,050	528,136
市民1人当り	6.5	6.3	6.4
人口	81,792	81,810	81,899

冊数（千）

団体貸出冊数

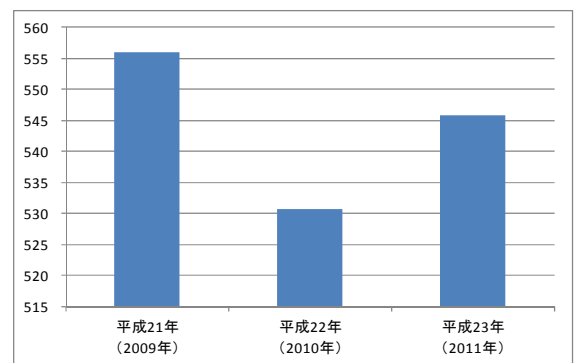


	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
団体貸出	7,728	13,669	17,703

*合併後、安土学区・老蘇学区内においても団体の登録を広め団体貸出を実施。

冊数（千）

総貸出冊数

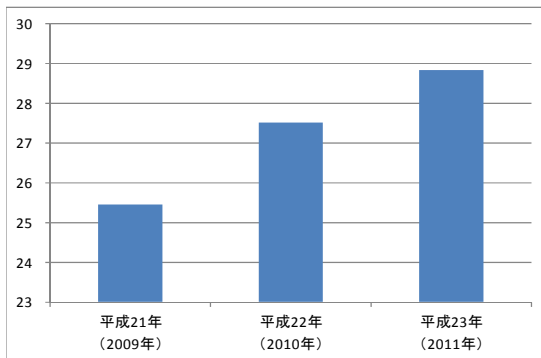


	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
総貸出	556,083	530,719	545,839

5. 予約

件数（千）

予約件数

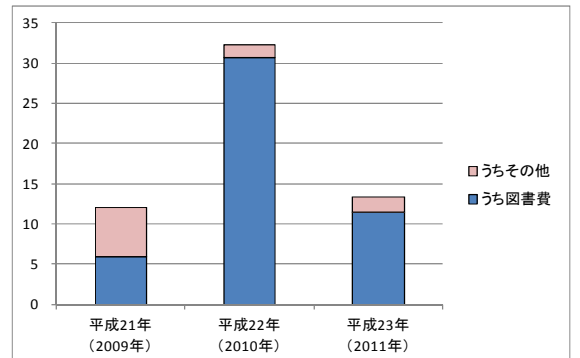


	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
予 約	25,445	27,525	28,850

6. 資料費

金額（千）

資料費の推移



	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
資料費（千円）	12,054	32,313	13,299
市民1人当り資料費（円）	147	395	162
うち図書費（千円）	8,457	30,683	11,489
市民1人当り図書費（円）	103	375	140
人口	81,792	81,810	81,899

※平成22年（2010年）資料費は住民に光をそそぐ交付金が含まれている。

開館日・開館時間

開館日、開館時間は、「近江八幡市立図書館の管理及び運営に関する規則」にもとづいています。

今後は、利用統計などの動向をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

休館日

	休館日
近江八幡市立近江八幡図書館	(1) 月曜日 (2) 祝日の翌日(ただし、土曜日、日曜日又は祝日の場合は除く。) (3) 館内整理日 毎月最終水曜日(祝日である場合を除く。) (4) 年末年始 12月29日から1月4日まで (5) 特別整理期間 館長の指定する毎年15日以内
近江八幡市立安土図書館	(1) 火曜日 (2) 祝日及び休日(ただし、月曜日、土曜日及び日曜日を除く。) (3) 館内整理日 毎月最終水曜日 (4) 年末年始 12月29日から1月4日まで (5) 特別整理期間 館長の指定する毎年15日以内

開館時間

	開館時間
近江八幡市立近江八幡図書館	(1) 平日 午前10時から午後7時まで (2) 土曜日・日曜日・祝日 午前10時から午後6時まで
近江八幡市立安土図書館	平日及び土曜日・日曜日 午前10時から午後6時まで

<現状と課題>

	現 状	課 題
図書館サービス	<p>両館ともに、地域に根ざした図書館サービスを行ってきた。また、両館とも子どもたちへのサービスに力を入れてきたが、図書館利用に障がいのある方々へのサービスが十分に機能できていない。</p> <p>合併後はローカルマニフェスト「だれでもなんでも聞ける調べられる図書館にします」を一つの図書館サービスの柱として取り組んでいる。</p>	<p>図書館利用に障がいのある方々へのサービスを図書館サービスの中に位置づけ取り組みを始める必要がある。</p> <p>ローカルマニフェスト「だれでもなんでも聞ける調べられる図書館にします」の事業はサービスとしては定着してきたがPR不足で市民の中に浸透していない。</p>
資料の提供	<p>合併前の蔵書構成はそれぞれの地域の実情に合わせた構成になっている。</p> <p>合併後は一つの市としての方向性「近江八幡市立図書館の収集方針」を作成し、2館で収集を行っている。</p>	<p>2館の利用者の動向を分析しながら蔵書の有効活用を図るとともに地域性を活かした収集分担が必要である。</p>
全域サービス	<p>合併前、近江八幡図書館では、人口約70,000人、安土図書館は約12,000人を対象に行ってきたが、図書館の立地条件もあり、全域に公平なサービスが実施できていなかった。</p> <p>また、安土図書館では移動図書館車の継続業務が平成14年から運行中止。</p> <p>合併後は、コンピュータの統合を終え、安土図書館を含めた蔵書公開を実施、インターネットを活用した配送サービスの充実を図ってきた。</p>	<p>配送サービスの拡充を考える必要がある。</p>

	現 状	課 題
地域資料サービス	<p>合併前は、それぞれの地域に根ざした資料の収集を行ってきた。特に近江八幡図書館の歴史は古く江戸時代からの蔵書の修復と保存管理を計画的に進めてきた。</p> <p>また、地域の特色を活かした分類で書棚に工夫をしている。安土館ではキリシタンの研究者である「助野健太郎文庫」というコレクションコーナーが設置されている。</p> <p>合併後も従来の方針を継続しながら2館ともに地域資料には力を入れ収集・保存管理を行っている。</p>	<p>未整理資料の継続的な整理を進め、活用と保存管理に努める。</p> <p>地域の特色を活かした収集を行い、2館で分担を行いながら地域資料の保存に努める。</p>
市内関係機関との連携	<p>ブックスタート事業においては保健センター、地域資料については市史編纂室、学校図書館支援については各学校など関係機関との連携を取り、サービスの向上に努めてきた。</p>	<p>関係機関との情報共有をさらにすすめる。</p> <p>地域の動きに合わせた情報発信と活性化につながる資料提供が課題である。</p>
サービス指標と評価	<p>合併前、近江八幡図書館では従来、年1回、1年間の統計と活動内容を「概要」として発行し公表してきた。合併後は安土を含めた形でまとめている。概要の反省はしてきたが次年度への数値目標などは立てておらず、分析と反省に留まっている。</p>	<p>統計の分析を次年度に活かし計画と指標をしっかりと表し、評価という形で市民へ公表していくことが必要である。</p>
図書館運営	<p>厳しい財政状況の中、限られた職員体制で工夫をしながら組織運営している。</p>	<p>サービスの向上をはかるためにも人材確保と育成、計画的な予算の確保が必要である。</p>
施設維持管理	<p>開館して、近江八幡図書館は16年、安土図書館は19年が経過し、経年劣化に伴う修理・修繕箇所も年々増えているため、計画的に改善を行っている。</p>	<p>維持管理については、安全かつ快適な空間を提供するためにも重要な課題として、実情の把握を踏まえた計画的な予算確保と迅速な対応が必要である。</p>

第5章 図書館のサービス計画

1. 基本方針

図書館は、市民のみなさんが本と出会い、自分を再発見し、たのしみを見つけることができる場所です。「図書館法」に明記されているように誰もが無料で、本や資料を利用できます。

また、図書館を安心して利用できるよう、利用者のプライバシーを守ります。

市民の暮らしに寄り添い、一人ひとりの生活にいきづく図書館となるよう、**いつでも・だれでも・どこでも・どんな資料でも**、「求める本を、求める人に」手渡すため、図書館サービスを推進していきます。

<いつでも>

いつでも気軽に利用できるよう、使いやすい休館日や開館時間にします。また、ホームページを充実させ、蔵書の検索・インターネットでのリクエストなど、求める資料を探し出せるよう環境整備をすすめます。

<だれでも>

赤ちゃんからお年寄りまで年齢、障がい、国籍に関係なく、市内に在住・在学・在勤のすべての方が利用できるよう、幅広い資料の収集・展示や表示の充実に努め、市民の生活に密着した図書館を目指します。

<どこでも>

市内のどこでも図書館サービスを利用していただけるよう、配送サービスの拡充など全域サービスをすすめます。

<どんな資料でも>

知りたい、読みたい資料を借りられるよう、リクエストやレファレンス（調べもの）サービスなどにより市民の資料要求を把握し蔵書に反映させます。

また、カウンターやフロアワークを大切に、本について気軽に司書に相談できるよう努めます。

<10カ年の重点的な取り組み>

- ① 中高生への読書環境を整え、図書館利用の促進をはかります
- ② 図書館利用に障がいがある方へのサービスに取り組みます
- ③ 地域資料の整理・保存と公開をすすめます
- ④ レファレンス（調べもの）サービスを充実し、生活に役立つ図書館を目指します
- ⑤ 市民アンケートと外部評価を行います

2. すべての市民へのサービス

(1) 子ども・青少年へのサービス

『近江八幡市子ども読書活動推進計画』に基づいたサービス、資料の充実に努めます。

①乳幼児へのサービス

0歳から小学校入学前（6歳）までの子どもを対象としたサービスです。

家族と一緒に絵本の時間を楽しみ、家庭の中に読書を位置づけられるような環境を充実させるための支援を行います。

ブックスタート事業では、4ヶ月健診時に、家族で絵本を楽しむきっかけづくりとして、絵本の読み聞かせ体験とともにすべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝え、1冊の絵本を贈ります。絵本を開くことで、赤ちゃんとゆっくり心ふれあうひとときを持つように支援していきます。

本に親しむ場や機会の提供として、定期的に図書館でおはなし会を行います。また、保育所・幼稚園・こども園、地域での子育て支援事業へ出向き、おはなし会の実施、団体貸出等の推進を図ります。

②児童へのサービス

小学生から中学生（6歳～15歳）までの子どもを対象としたサービスです。

この時期は、本を読んでもらう楽しさから自分で本を読む楽しさを知り、自分の興味にあった読書へとひろげていく時期です。

子どもたちが、読みたい時に読みたいと思う本に出会い、調べたい時に必要とする本を手渡せるよう、手に取りやすい棚の工夫と図書の実充に努めます。

子どもたちが何を読もうか迷った時、探している本が見つからない時など、その場で司書に聞くことができるよう、フロアワーク（司書が館内を回り、子どもからの質問や本選びの相談を直接受けるなど子どもを結び付けていく活動）を大切にしていきます。

また、館報や図書館行事の内容を充実させ、一人でも多くの子どもたちが図書館を利用し、本を好きになってくれるよう読書活動を推進します。

さらに、学校図書館を支援するため、団体貸出のさらなる充実を図ります。学校でのおはなし会やブックトーク（テーマに沿った本の紹介）の実施を継続的に行い、子どもたちが本に対しての興味、関心を持ち続けることができるよう、学校との連携を深めます。

③中高生へのサービス

“HELLO YA” コーナーを設け、子どもから大人に成長しつつある中高生の読書のきっかけ作りと支援を行います。

コーナーでは、中高生が興味のあるテーマや将来の本（進学、就職、生き方など）、同年代が主人公の物語など多彩な分野に渡る情報や図書の充実を図り、読書の世界を豊かに広げます。

また、コミュニケーションの場としての働きを持たせた居場所作りや、この年代の声を活かしたコーナー作りに努めます。

さらに、コーナーと同じ名称で発行している中高生向け図書館だより“HELLO YA” の内容の充実にも努め、図書館をPRし利用につなげるとともに、読書に対する興味を深められるよう努めます。

(注) YA (Young Adultの略) …主に中学生・高校生をはじめとする10代をさす言葉です。

(2) 大人へのサービス

誰もがそれぞれの人生において、より豊かでより良い生き方を求められるよう、市民の読書活動を支援し、「市民にとって役立つ図書館」を確立していきます。

大人は、多様な生活スタイルの中で毎日を過ごしています。一日のほとんどを会社で過ごし通勤電車の中で読書を楽しむ人、休日には趣味の世界に没頭している人、子どもたちを育て家族を支えている人、土を耕し農作物を作っている人、まちづくりに関わり活動している人、退職後の人生を豊かに楽しんでいる人、仕事や研究活動のレベルアップのため努力している人など、一人ひとりさまざまな生き方があります。

図書館は、こうした市民一人ひとりの普段の生活や仕事のなかで、1冊の本と出会う喜びを感じ、ちょっとした疑問を解決し、調べたいことは納得がいくまで追究できるよう、資料を幅広く集めて提供します。

また、市民の暮らしに寄り添う図書館となるために、図書館の利用状況や利用者の声、市の統計調査・報告書等を手がかりに課題を見つけ出し、資料のテーマ展示、催しものの企画、図書館報の発行などを積極的に行います。

(3) 図書館利用に障がいのある方へのサービス

図書館の障がいを段階的に取り除き、バリアフリーで使いやすい、きめ細やかなサービスをすすめます。

図書館を利用したいと思っても、図書館まで行くことができない、図書館に自分にあった形態の資料がないなど、図書館のバリアフリー化がすすんでいないために利用できないことがあります。また、字が小さくて読みにくい、日本語が母国語でないなど、障がいは人によってさまざまです。こうした図書館の障がいを段階的に取り除き、すべての人々が図書館を利用できるよう、現在休止中の「お届けサービス」の実績を踏まえ、読みやすい資料の充実、宅配サービスなどを展開していきます。

① 高齢者サービス

今後、高齢化がすすむ中、市内の高齢者がいつまでも元気に、いきいきとした毎日を送るため、また、読書の楽しさを味わうための支援を行います。

年齢を重ねてもなお、心豊かに過ごせるよう、それぞれの生き方に寄り添った資料や情報の充実、文字が大きく読みやすい大活字本の充実に努めます。

また、図書館で過ごす自由な時間を、快適で安心できる居場所となるような空間づくりに積極的に取り組みます。

高齢者福祉施設等については、団体貸出を行い、読書を楽しむことができる環境を充実させるとともに、施設職員とのつながりの中で、求められている資料を提供していきます。

② 障がい者サービス

障がいは、身体障がい・知的障がい・発達障がいなどさまざまです。こうした一人ひとりの障がいに合わせたサポートをおこない、誰もが読みたいものを読むことができる、知りたいことを知ることができる環境をつくります。

③ 多文化サービス

日本語を母国語としない方が利用できるよう、外国語で書かれた資料や、外国人向けの日本語資料の収集と充実を図ります。

また、関係機関と協力・連携し、国際理解コーナーづくりをすすめるなどサービスの向上を図ります。

さらに、多言語での利用案内や館内標示の作成等を行い、利用しやすい環境を整えます。

3. 豊かな情報を手渡すサービス

新鮮で魅力的な資料を計画的に収集し、すでにある蔵書は有効活用をすすめながら、より一層市民に役立つ図書館を目指します。

(1) 知の宝庫として一資料の収集・保存

本は、人類が長年にわたり利用してきた知的財産です。本を読むことは、想像力をはぐくみ、生きる力を培います。こうしたことから図書館は、活字による本の文化を大切にして資料を収集します。

図書館は、新鮮で魅力的な資料を計画的に収集し、保存します。

また、利用状況を分析して、市民が必要としている資料を蔵書に反映させます。選書は、利用状況、社会情勢、市民の要望等をふまえ、司書が全員で行います。

図書館で収集する資料には、図書、雑誌、新聞、視聴覚資料などがあります。

<図書>

図書は、『近江八幡市立図書館資料収集方針』にもとづいて収集します。図書館で一般的に収集している文芸書や実用書に加え、地域の実情、社会情勢をとらえながら、魅力的な図書の収集を行います。また、市民のニーズに応じて基礎的な資料から専門的な資料まで幅広く収集します。

<雑誌・新聞>

雑誌・新聞は、時事的な事柄やニュース、流行などの情報を得られる重要な資料です。図書では伝えることのできない速報性、即時性があり、市民の要望も多いことから、今後も図書館で幅広く収集し提供します。

<視聴覚資料>

視聴覚資料には、CDや紙芝居などがあります。今後は、地域資料や障がい者向け資料なども視野に入れながら必要とされるものを収集します。

<電子資料>

急速な情報機器の普及により、百科事典のデジタル版や、貴重図書のデジタル資料など、電子化された資料が次々と出版されています。また、国立国会図書館を中心に、所蔵するデジタル資料をインターネットで閲覧できる電子図書館も始まっています。こうした現状から、図書館でもデジタル資料を利用できる環境を整備します。

所蔵している貴重書や地域資料については、後世に遺し、より広く利用していただけるよう、データベース化・デジタル化などの可能性も視野に入れ、検討していきます。

(2) 市民に役立つ図書館を目指して

—資料の提供（貸出・リクエスト・レファレンスサービス・相互貸借）

市民はだれでも、図書館の資料を利用できます。

図書館は、貸出、リクエスト、レファレンス（調べもの）サービス、市外の図書館との相互貸借、複写サービスなどを通して、資料提供を行います。

多様な生活スタイル、めまぐるしく変化する社会状況等の中で、知りたい、読みたい資料もさまざまです。こうした市民の求める資料を的確にとらえ、蔵書として収集し、収集できないものは全国の図書館ネットワーク等をとおして確実に提供します。

今後は、このようなサービスのPRを行いながら、市民に役立つ図書館を目指して、利用の拡大を図ります。



(3) 2館でひとつの図書館として—蔵書構成と保存管理

① 2館の蔵書構成

市内に2館ある図書館は、各館で基本的な資料を収集しながら、市民の要望やニーズをとらえ蔵書に反映させます。それぞれの地域の特性に応じて収集・保存するなど、各館とも特色を生かして収集します。こうした蔵書の有効活用をすすめながら、2館が一体となって計画的に蔵書を構築していきます。

② 資料管理

図書館は、新鮮で魅力的な資料を収集・保存するために、資料の管理を日々行います。毎月の館内整理日では、資料の整理や棚の管理などを行います。利用の多い分野や、傷みの激しい資料などは、修理や類書の補充に努めます。

また、図書館全体で46万冊を超える資料の管理、徹底を図るため、両館とも年に1回、数日から1週間程度休館し、蔵書点検を行います。

図書データが入力できていない資料については、順次、計画的に遡及入力をすすめ公開していきます。

<保存の分担>

資料の保存については、2館で保存機能を分担し、近江八幡図書館では、書庫に保存機能を持たせ、市内の図書館資料を総合的に保存します。安土図書館では、目安として、図書は出版から5年程度、雑誌は3年程度保存し、保存年限経過後は近江八幡図書館へ移管します。地域資料については、それぞれの館で保存します。

＜資料のリサイクル＞

古くなった本や雑誌は、定期的に整理をし、県立図書館や県内の図書館ネットワークの中で協力して保存します。また、除籍は『近江八幡市立図書館資料除籍基準』に則って行い、除籍後は「リサイクル」を行うなど、資料を最大限に活用します。

③資料の保存と公開

図書館には、長い歴史の中で収集してきた貴重な資料を数多く所蔵しています。

特に、明治から昭和にかけて収集された「八幡文庫」の資料や日本でいち早く児童サービスを手掛けた、近江兄弟社図書館の児童書などです。

こうした資料を、市民の財産として後世に守り伝えていくため、それぞれの資料に応じた適切な保存管理を行い、公開につなげていきます。

4. 全域サービス

市内のどこに住んでいても、だれもが利用できるよう、さらなるサービスの拡充を図ります。



全域サービスとは、市内のどこに住んでいても、図書館を身近に感じ、市内の誰もが気軽に利用できる図書館サービスです。

現在、近江八幡図書館と安土図書館のほか、市内各学区のコミュニティセンターなど（八幡学区を除く）をサービスポイントとした配送サービスを行っています。

配送サービスは、各サービスポイントで予約資料の受け取りや資料の返却を行うことができるサービスです。カウンター、電話、FAX、インターネット端末、館内検索機（OPAC）といったどの方法からの予約でも、希望するサービスポイントでの受け取りが可能です。今後も各コミュニティセンターなどの協力を得ながら、臨機応変な対応や体制を整え、図書館サービスの一つとして継続していきます。

また、利用者の声や利用状況を見ながら、新しいサービスへの展開も視野に入れたサービスの拡充を図ります。

移動図書館や分館の設置については、継続的な検討課題とし、図書館サービスがより一層市内の隅々まで行き渡るよう、環境の整備に努めます。

5. 地域資料サービス

まちの記録を未来につなげていくため、更に地域資料サービスを充実させます。

地域資料は「図書館法」に「郷土資料・地方行政資料の収集」が明記されているように、まちの図書館としての大きな役割を担っています。また、地域資料は、地域の歴史や文化・自然を含むまち全体の記録を市民の共有財産として継続的に収集し、保存し、活用することが郷土愛につながり、まちの発展に活かされていくと考えています。近江八幡市は、日本の歴史に刻まれる重要な時代を担っているため、それぞれの図書館に特色を持たせ、保存分担を行います。

（１）郷土資料の収集と保存

近江八幡市に関する資料及び地域で発行・発信された資料及び地域の在住者・出身者が発行・発信された資料は、網羅的に収集し、市民に紹介をし、貴重資料として保存します。

（２）行政資料の収集と保存

市の刊行物や議事録等、行政資料の収集に努め、市民への情報公開と資料保存を行います。また、近江八幡市の行政サービスの推進を支援します。

(3) 子ども向け郷土資料

郷土資料は子どもたちの理解度に合わせて出版されている資料が少ないため、二次資料が必要とされます。行政が発行しているパンフレットや冊子等を収集し活用します。また、主題別に子ども向けパスファインダー（ある特定のトピックに関する資料や情報を収集する手段をまとめたリーフレット）を作成し、資料提供として活用していきます。

(4) 新聞記事のデータベース化

近江八幡市に関する新聞記事の収集を行い、関係課と連携をしながらデータベースの作成を行い、市のホームページで記事の抄録が検索できるようにします。

また、現物は図書館で活用・保存します。

(5) 貴重資料の保存と管理

近江八幡図書館は、郷土に関わる江戸期の和書や軸、明治期から昭和期にかけての図書及び教科書等を貴重資料として保存管理に努めます。

安土図書館は、助野文庫及び井上多喜三郎関連資料の保存管理を行います。

貴重資料の取扱いについては、「近江八幡市立図書館の貴重資料について」に則り、保存管理を行うとともに、資料のデジタル化を進めていきます。

6. 市内の関係機関との連携

市民の暮らしに寄り添う図書館となるよう、関係機関との協力・連携を深めます。

(1) 学校・学校図書館との連携

小学3年生の図書館施設見学、中学生の職場体験学習、学校訪問（おはなし会、ブックトーク）など受け入れ面での継続的な連携、調べ学習や先生のニーズに応じた資料相談、団体貸出など資料面での支援を行います。

また、図書館教育主任との情報交換を積極的に行い、子どもたちがより本に親しめるよう、図書館と学校との連携を強化していきます。

(2) 関連部署との連携

市の方針を踏まえ、市民の暮らしに寄り添う図書館となるよう、関連部署や関係機関との協力・連携を深めます。

また、市の取り組みや行政の動きに合わせ、市民に様々な視点から公平に情報提供を行うなど、図書館から地域の情報を発信していきます。

(3) 地域のコミュニティ施設（文化施設及び生涯学習拠点地）・商工会等団体との連携

各種チラシ・パンフレット等の設置だけでなく、地域産業の振興や地域の活性化につながる講座等を図書館で開催するなど各団体との連携した事業を行い、地域の情報を市民に広く知らせていきます。

また、講座等に参加した市民が、活動のさらなる活性化を図れるよう、図書館の資料を通じて支援していきます。

7. サービス指標と評価

図書館のサービス指標を明確にし、自己評価・外部評価を行いながら、より高いサービスを目指します。

(1) 図書館サービスの指標

①登録人口

平成 23 年度末の登録率では県平均の 21%を上まわっています。近江八幡図書館では平成 19 年より、安土図書館では平成 23 年度より登録者の更新を行い、現在の数値は、ほぼ実際に図書館を利用している人数と考えられます。今後は、更に登録者の促進を図り利用増加につなげます。

	平成 21 年度末 (合併時)	平成 23 年度末 (現状)	平成 34 年度推計 (10 年後)
人 口	81,792 人	81,899 人	74,500 人
登録人口	23,762 人	28,781 人	37,250 人
登録率	29%	35%	50%

②貸出冊数

平成 9 年「近江八幡市立図書館」新館建設に向けての基本構想では人口 66,500 人に対しその 6 倍の 399,000 冊が年間貸出冊数の目標でした。平成 23 年度統計では、市民一人当たり貸出冊数が近江八幡市では 6.5 冊ですが、滋賀県立図書館の統計によると、県民一人が年間に借りている図書の冊数は、平成 23 年度が 9.2 冊、県内 13 市の平均は 9.7 冊です。

また、『近江八幡市教育振興基本計画』における施策の最終目標値である7冊に近づけるよう、利用促進を図ります。

	平成 21 年度末 (合併時)	平成 23 年度末 (現状)	参考 平成 29 年度末	平成 34 年度推計 (10 年後)
人口	81,792 人	81,899 人	82,116 人	79,779 人
市民一人 あたり	6.5 冊	6.5 冊	6.7 冊	7 冊
個人貸出 冊数	534,821 冊	528,136 冊	548,518 冊	558,453 冊以上

個人貸出冊数は視聴覚資料含む数値

根拠：79,779 人×7 冊

(2) 外部評価

利用者の要望を知り、それをサービスに反映させていくため、合併後 5 年を経過した平成 27 年度には図書館サービスに関する市民アンケートを実施します。

図書館サービスを客観的に判断し、図書館運営に反映できるよう、目標の進捗管理と計画・実行・評価・再計画といった自己点検を実践します。

外部評価については、図書館協議会に諮り、図書館サービスをより質の高いものにするよう、運営の改善を図ります。

第6章 図書館の運営計画

1. 基本方針

近江八幡市立図書館は、図書館の基本理念に基づき、『「近江八幡図書館」のあり方（提言）』を実現するために、市民とともに歩み続ける図書館運営を目指します。

運営にあたっては、事業計画を策定し評価を行いサービスの向上につなげていきます。

2. 組織運営

（1）2館の位置づけ及び役割分担

近江八幡市立図書館は、近江八幡図書館と安土図書館の2館で図書館運営をしています。現在、近江八幡図書館は市域全体にわたる総合的なサービスを目指して利用の推進を図っており、安土図書館は地域を大切にしながら貸出を中心とした業務を行っています。

今後は、2館の特色を活かしつつ、それぞれの役割にあった運営体制を構築し、市民一人ひとりのニーズに応える全域サービスの展開を目指します。

（2）職員体制と職員の専門性

専門職としての司書は、多様な利用者の要求に応えるために、多岐にわたる情報収集と調査能力の向上に努め、資質を磨きながら時代の流れに対応していく必要があります。図書館の機能を十分に活用し、地域に根ざし必要とされる存在となるために、専門的な正規職員の確保と継続的な育成は不可欠です。

また、図書館サービスを担う職員全体の専門性を高めるため、司書の採用と制度の確立・職場の研修体制の強化・地域の資料や情報に精通し図書館運営に反映できる人材の育成に努めます。

（3）図書館の広報活動

図書館活動に対する市民の認識や関心を高め、図書館利用を広げるため、定期発行物（館報・ブックリスト）やホームページなどを活用し情報発信に努めます。加えて、地域情報誌などにも図書館行事を紹介し、さまざまなメディアを活用したPRを積極的に行っていきます。

3. 予算計画

図書館運営を適正に進めるためには、活動の目的に沿った予算計画が重要です。

社会情勢や時代に即した新しい情報・市民ニーズに的確に応えることができる資料を提供するために、図書館資料の充実を図り読書活動を推進します。特に、図書館サービスを支える基礎となる資料の購入については、計画的な予算の確保に努め、市民一人当たりの資料費を滋賀県の平均値に近づけていきます。

また、市民に安心して図書館を利用してもらうため、施設全体の維持管理を確実に行わなければなりません。特に経年劣化による不良個所の修繕と設備の更新により、安全で快適な空間を持続するためにも、継続的な予算が必要です。

さらに、ホームページや検索システムの拡充を図るなど利便性を高めるための努力をしていきます。

4. 市民参加

(1) 図書館協議会

図書館協議会は「図書館法」に規定された館長の諮問機関として運営されています。

平成24年3月には『「近江八幡市立図書館」のあり方（提言）』が出されました。これからも地域の実情を踏まえ、市民の声を十分に反映するため、年2～3回の図書館協議会の開催を継続していきます。

(2) 図書館活動とボランティア

図書館には、子どもへのサービスや障がい者サービスにおいて、専門性を活かしたボランティアの活動の場があります。

専門知識をもった読み聞かせボランティアや朗読ボランティアとの協働は、図書館サービスの広がりをもたせ、幅広い図書館活動につながります。

今後は、それぞれの自立した活動の支援を行いつつ、図書館サービスの向上を目指します。

(3) 図書館と市民

「本と人との出会い」だけでなく、「人と人との出会い」の“ひろば”として、読書から芽生えた自由で自発的な学習会、研究会、各種講座等に集会室活用を推進し、市民の学習、交流活動の支援を行います。また、個人やグループ等へ展示場所を提供するなど、市民文化の創造の拠点として、市民の表現の場としての支援を行います。

第7章 まとめ

この『近江八幡市立図書館サービス10カ年基本計画』は、『近江八幡市立図書館のあり方（提言）』（近江八幡市立図書館のあり方検討委員会）を受け、平成22年3月の合併から、3年の実績を踏まえ作成しました。

平成24年3月には、利用者アンケートを実施し、図書館協議会との協議を重ねながら、図書館サービスの向上に努めています。

公共図書館としての使命を果たすためにも、この『近江八幡市立図書館サービス10カ年基本計画』を実践し、私たちが目指した指標が利用者の満足度に現れるサービスにつながるよう、市民のみなさんからの評価をいれながら、市民一人ひとりの生活にいきづく図書館活動を展開していきたいと考えています。

<今後の予定>

年 度	内 容
平成24（2012）年度	『近江八幡市立図書館サービス10カ年基本計画』策定
平成27（2015）年度	図書館サービスに関する市民アンケート実施
平成30（2018）年度	『近江八幡市立図書館サービス10カ年基本計画』5年経過後の評価 (中間評価後 一部修正：平成30（2018）年12月)
平成34（2022）年度	『近江八幡市立図書館サービス10カ年基本計画』の見直し 『近江八幡市立図書館サービス10カ年基本計画（第2次）』策定

<参考文献>

図書館関係の発行物

「図書館法」(昭和 25 年 4 月 30 日法律第 118 号
最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号)

「図書館の自由に関する宣言」
(1954 年採択 1979 年改定 社団法人日本図書館協会総会決議)

「公立図書館の設置及び運営の望ましい基準について」
(平成 13 年文部科学省告示第 132 号
最終改正 平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号)

「公立図書館の任務と目標」
(平成 16 年 3 月改訂 日本図書館協会)

「これからの滋賀の図書館のあり方(指針)」
(平成 20 年 10 月 滋賀県教育委員会)

市関係の発行物

『近江八幡市・安土町新市基本計画』

『近江八幡市教育振興基本計画』

『近江八幡市子ども読書活動推進計画』(第 1 次:平成 19 年)
(第 2 次:平成 25 年度に策定予定)

近江八幡市立図書館の条例規則・内規など

『「近江八幡市立図書館」のあり方(提言)』

「近江八幡市立図書館の管理及び運営に関する規則」

「近江八幡市立図書館資料収集方針」

「近江八幡市立図書館資料除籍基準」

「近江八幡市立図書館の貴重資料について」